

佐賀県規則第27号

佐賀県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年佐賀県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第3条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第1号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第3号の書面により、それぞれ行うことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び<u>第2項並びに</u>第30条第1項及び<u>第2項</u>の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第3条 法第26条第1項及び<u>第2項並びに</u>第30条第1項<u>及び第2項</u>の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、<u>漁獲割当管理区分の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記様式第1号の書面により、<u>漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源</u>に係る報告にあつては別記様式第1号の2の書面により、<u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、<u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源</u>に係る報告にあつては別記様式第2号の2の書面</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>別記様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「特定水産資源の名称」の欄について、<u>くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「30キログラム未満のもの」と「30キログラム以上のもの」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第 3 号の書面により、それぞれ行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p><u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u></p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p>1・2 略</p> <p>3・4 略</p>

別記様式第 1 号の次に次の様式を加える。

別記様式第1号の2（第3条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			

2 個人情報の取扱いに関する同意

この報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、佐賀県等の関係機関へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「30キログラム未満のもの」と「30キログラム以上のもの」は異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。</u></p>	<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p><u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～3 略</p>

別記様式第2号の次に次の様式を加える。

別記様式第2号の2（第3条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

免許番号又は許可番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

この報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、佐賀県等の関係機関へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「免許番号又は許可番号」の欄について、海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載すること。免許番号又は許可番号（承認番号を含む。）のいずれも持たない場合には、記載する必要がない。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 委任事項（該当する□にチェックを入れてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項の規定に基づく佐賀県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第30条第1項の規定に基づく佐賀県知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～4 略</p>	<p>別記様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 委任事項（該当する□にチェックを入れてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく佐賀県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第30条第1項及び第2項の規定に基づく佐賀県知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～4 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。